

【表紙】

| | | | |
|-------------------------|---------------------|----|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | | |
| 【提出日】 | 平成29年1月19日 | | |
| 【会社名】 | 株式会社シャノン | | |
| 【英訳名】 | SHANON Inc. | | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中村 健一郎 | | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目13番16号 | | |
| 【電話番号】 | 03-6743-1551（代表） | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 | 友清 | 学 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区三田三丁目13番16号 | | |
| 【電話番号】 | 03-6743-1551（代表） | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 | 友清 | 学 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 | | |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 | | |
| | ブックビルディング方式による募集 | | 165,750,000円 |
| | 売出金額 | | |
| | (オーバーアロットメントによる売出し) | | |
| | ブックビルディング方式による売出し | | 33,750,000円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 | | |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年12月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年1月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)22,500株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年1月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

(2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3 ロックアップについて

4 親引け先への販売について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 150,000 | 単元株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1 平成28年12月21日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 150,000 | 単元株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1 平成28年12月21日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、3,300株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年1月18日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年1月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,105円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 150,000 | 165,750,000 | 96,600,000 |
| 計(総発行株式) | 150,000 | 165,750,000 | 96,600,000 |

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年12月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(1,300円～1,500円)の平均価格(1,400円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は210,000,000円となります。
- 6 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年1月18日に決定された引受価額(1,380円)にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 150,000 | 165,750,000 | 103,500,000 |
| 計(総発行株式) | 150,000 | 165,750,000 | 103,500,000 |

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
- 5 本募集に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除及び6、7の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株 数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 1,105 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水) | 未定 (注) 4 | 平成29年 1月26日(木) |

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
 仮条件は、1,300円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年 1月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。
 当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
- 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,105円)及び平成29年 1月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年12月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年 1月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成29年 1月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成29年 1月11日から平成29年 1月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(1,105円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株 数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------|
| 1,500 | 1,380 | 1,105 | 690 | 100 | 自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水) | 1株に つき 1,500 | 平成29年 1月26日(木) |

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,300円～1,500円)に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場等の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,500円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,500円)と会社法上の払込金額(1,105円)及び平成29年1月18日に決定された引受価額(1,380円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円(増加する資本準備金の額の総額103,500,000円)と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,380円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成29年1月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-------------|---------------------|--------------|---|
| 東洋証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 | 129,000 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年1月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 7,500 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 | 4,500 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 4,500 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 3,000 | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | 1,500 | |
| 計 | | 150,000 | |

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成29年1月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、1,500株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-------------|---------------------|--------------|---|
| 東洋証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 | 129,000 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年1月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 7,500 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 | 4,500 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 4,500 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 3,000 | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | 1,500 | |
| 計 | | 150,000 | |

(注) 1 上記引受人と平成29年1月18日に元引受契約を締結いたしました。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、1,500株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 193,200,000 | 5,000,000 | 188,200,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,300円～1,500円)の平均価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 207,000,000 | 5,000,000 | 202,000,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額188,200千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限28,980千円の合計手取概算額上限217,180千円については、設備資金並びに運転資金(開発要員の人件費、人材採用費)に充当する予定であり、具体的には以下の通りであります。

当社事業の競争力強化のためにシャノンマーケティングプラットフォームが提供するマーケティングオートメーション機能の強化並びに事業拡大に伴う取扱いデータ量の増加へ対応するためにシステム増強が不可欠となってきたことから、サーバー設備費用として平成29年10月期に20,501千円、平成30年10月期に29,100千円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としては平成29年10月期にシャノンマーケティングプラットフォームの継続的かつ迅速な機能改良、新機能の追加のために必要な開発人員の人件費として160,752千円、残額を事業拡大に向けた人材採用費用に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の手取概算額202,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限31,050千円の合計手取概算額上限233,050千円については、設備資金並びに運転資金(開発要員の人件費、人材採用費)に充当する予定であり、具体的には以下の通りであります。

当社事業の競争力強化のためにシャノンマーケティングプラットフォームが提供するマーケティングオートメーション機能の強化並びに事業拡大に伴う取扱いデータ量の増加へ対応するためにシステム増強が不可欠となってきたことから、サーバー設備費用として平成29年10月期に20,501千円、平成30年10月期に29,100千円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としては平成29年10月期にシャノンマーケティングプラットフォームの継続的かつ迅速な機能改良、新機能の追加のために必要な開発人員の人件費として160,752千円、残額を事業拡大に向けた人材採用費用に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 | |
|----------|-------------------|------------|-------------------------|--------------------------------------|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 22,500 | 31,500,000 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 22,500株 |
| 計(総売出株式) | | 22,500 | 31,500,000 | |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、東洋証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東洋証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,300円～1,500円)の平均価格(1,400円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 | |
|----------|-------------------|------------|-------------------------|--------------------------------------|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 22,500 | 33,750,000 | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 22,500株 |
| 計(総売出株式) | | 22,500 | 33,750,000 | |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、東洋証券株式会社が行う売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東洋証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

(注)5の全文削除及び6の番号変更

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契 約の内容 |
|-------------|--|-------------------|--------------|--------------------------------|----------------|--------------|
| 未定 (注) 1 | 自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水) | 100 | 未定 (注) 1 | 東洋証券株 式会社の本 店及び全国 各支店 | | |

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成29年1月18日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 東洋証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契 約の内容 |
|-------------|--|-------------------|----------------|--------------------------------|----------------|--------------|
| 1,500 | 自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水) | 100 | 1株につき 1,500 | 東洋証券株 式会社の本 店及び全国 各支店 | | |

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年1月18日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 東洋証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について**

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村 健一郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年12月21日及び平成29年1月10日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式22,500株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき1,105円 |
| (3) | 割当価格 | 未定（「第1募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) | 払込期日 | 平成29年3月3日(金) |
| (6) | 払込取扱場所 | 東京都目黒区自由が丘二丁目11番12号 株式会社三井住友銀行 自由が丘支店 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年2月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村 健一郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年12月21日及び平成29年1月10日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式22,500株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき1,105円 |
| (3) | 割当価格 | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注) |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) | 払込期日 | 平成29年3月3日(金) |
| (6) | 払込取扱場所 | 東京都目黒区自由が丘二丁目11番12号 株式会社三井住友銀行 自由が丘支店 |

(注) 割当価格は、平成29年1月18日に1,380円に決定いたしました。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年2月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数(22,500株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

(訂正前)

本募集に関連して、当社株主であるジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合、株式会社サンブリッジコーポレーション、M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合及びN T Tファイナンス株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である中村 健一郎並びに当社株主である永島 毅一郎及び堀 譲治は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成29年7月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年12月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成29年7月25日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

(訂正後)

本募集に関連して、当社株主であるジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合、株式会社サンブリッジコーポレーション、M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合及びN T Tファイナンス株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である中村 健一郎並びに当社株主である永島 毅一郎及び堀 譲治は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成29年7月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年12月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成29年7月25日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(訂正前)

| | |
|---------------|---|
| 親引け先の概要 | シャノン従業員持株会(理事長 内田 幸絵) 東京都港区三田三丁目13番16号 |
| 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| 親引けしようとする株式の数 | 未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、4,000株を上限として、平成29年1月18日(発行価格等決定日)に決定される予定。) |
| 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

(訂正後)

| | |
|---------------|---|
| 親引け先の概要 | シャノン従業員持株会(理事長 内田 幸絵) 東京都港区三田三丁目13番16号 |
| 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 3,300株 |
| 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、発行価格決定日(平成29年1月18日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、平成29年1月18日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,500円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%) | 本募集後の所有 株式数(株) | 本募集後の株式総数 に対する所有株式数 の割合(%) |
|---|---|--------------------|---------------------------------|--------------------|----------------------------------|
| 中村 健一郎 | 東京都新宿区 | 335,000 | 26.97 | 335,000 | 24.07 |
| 永島 毅一郎 | 東京都江東区 | 157,500 | 12.68 | 157,500 | 11.31 |
| ジェイ・エス・ピー ・エフ3号投資事業 有限責任組合 | 東京都千代田区麹町3 -2 垣見麹町ビル別館6階 | 150,000 | 12.08 | 150,000 | 10.78 |
| 株式会社サンブリッ ジコーポレーション | 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR恵比寿ビル11階 | 60,000 | 4.83 | 60,000 | 4.31 |
| MICイノベーション 3号投資事業有限 責任組合 | 東京都港区赤坂1-11- 28 | 59,000 | 4.75 | 59,000 | 4.24 |
| 投資事業組合オリッ クス10号 | 東京都港区浜松町2- 4-1 | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| NTTファイナンス 株式会社 | 東京都港区芝浦1-2- 1 | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| salesforce.com, inc. (常任代理人) 株式会社セールス フォース・ドットコ ム | THE LANDMARK @ ONE MARKET STREET, SUITE 300 SAN FRANCISCO, CA, USA | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| 堀 譲治 | 埼玉県さいたま市南区 | 39,300 (5,500) | 3.16 (0.44) | 39,300 (5,500) | 2.82 (0.40) |
| 株式会社新生銀行 | 東京都中央区日本橋室 町2-4-3 | 37,350 | 3.01 | 37,350 | 2.68 |
| 計 | | 988,150 (5,500) | 79.56 (0.44) | 988,150 (5,500) | 70.99 (0.40) |

- (注) 1 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年12月21日現在のものです。
- 2 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年12月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集及び親引け(4,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%) | 本募集後の所有 株式数(株) | 本募集後の株式総数 に対する所有株式数 の割合(%) |
|---|---|--------------------|---------------------------------|--------------------|----------------------------------|
| 中村 健一郎 | 東京都新宿区 | 335,000 | 26.97 | 335,000 | 24.07 |
| 永島 毅一郎 | 東京都江東区 | 157,500 | 12.68 | 157,500 | 11.31 |
| ジェイ・エス・ピー ・エフ3号投資事業 有限責任組合 | 東京都千代田区麹町3 -2 垣見麹町ビル別館6階 | 150,000 | 12.08 | 150,000 | 10.78 |
| 株式会社サンブリッ ジコーポレーション | 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR恵比寿ビル11階 | 60,000 | 4.83 | 60,000 | 4.31 |
| MICイノベーション 3号投資事業有限 責任組合 | 東京都港区赤坂1-11- 28 | 59,000 | 4.75 | 59,000 | 4.24 |
| 投資事業組合オリッ クス10号 | 東京都港区浜松町2- 4-1 | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| NTTファイナンス 株式会社 | 東京都港区芝浦1-2- 1 | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| salesforce.com, inc. (常任代理人) 株式会社セールス フォース・ドットコ ム | THE LANDMARK @ ONE MARKET STREET, SUITE 300 SAN FRANCISCO, CA, USA | 50,000 | 4.03 | 50,000 | 3.59 |
| 堀 謙治 | 埼玉県さいたま市南区 | 39,300 (5,500) | 3.16 (0.44) | 39,300 (5,500) | 2.82 (0.40) |
| 株式会社新生銀行 | 東京都中央区日本橋室 町2-4-3 | 37,350 | 3.01 | 37,350 | 2.68 |
| 計 | | 988,150 (5,500) | 79.56 (0.44) | 988,150 (5,500) | 70.99 (0.40) |

- (注) 1 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年12月21日現在のものです。
- 2 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年12月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。